

# 第一章 現代アフリカ諸国における民主化と政治秩序

## —政府・政党・議会—

小田 英郎

### 1. ポスト冷戦時代のアフリカ諸国における政治秩序の混乱

現代のアフリカ諸国には、政治秩序の著しい混乱がみられる。とりわけそれは、ポスト冷戦期に入ってからのアフリカに顕著である。なかには、もはや破綻国家 (failed state) としかいいようがないほどにまで、政治的秩序の崩壊に見舞われている国も散見される。

たとえば1997年6月以降のコンゴ共和国 [以下、コンゴ (共) と略称] がその一典型であった。2001年12月に行われた大統領選挙をめぐる、内戦に近い極度の政治的混乱に陥ったマダガスカルも同様である。

より古くは、1990年代初期から長期にわたって民主化プロセスが混乱し続けるなかで、任期満了後も大統領の座を譲ろうとしなかったモブツ (Mobutu Sese Seko Kuku Ngbendu Wa Za Banga) がついに1997年5月コンゴ・ザイール解放民主勢力連合 (AFDL) によって武力で放逐されたコンゴ民主共和国 [以下、コンゴ (民) と略称] の事例は、政治的に破綻したアフリカ国家の代表例である。コンゴ(民)の場合は、ザイール東部紛争と呼ばれたこの武力紛争の後も、AFDLのローラン・カビラ (Laurent-dé siré Kabila) 政権とその打倒を目指すコンゴ民主連合 (RDC) との内戦が続き、それにアンゴラ、ジンバブウェ、ナミビア、ウガンダ、ルワンダなどの周辺諸国が介入し、「アフリカ大戦」と呼ばれるほど事態が深刻化したことはよく知られている (注1)。

選挙のたびに野党候補に対して加えられる度を過ぎたさまざまな圧力が問題となるケースは、(大統領選挙が行われた) 2002年3月のジンバブウェをはじめ、ほとんど数え切れないほど多い。以下に二つの事例を挙げる。

#### (1) コンゴ (共) の大統領選挙と政治的混乱

コンゴ (共) は大統領選挙を翌月にひかえた1997年6月初旬、リスバ (Pascal Lissouba, 大統領) 派とサス=ヌゲソ (Denis Sassou-Nguesso, 前大統領) 派の武力衝突事件が発生し、選挙の実施が不可能という深刻な事態に陥った。その後、アンゴラの軍事支援を得たサス=ヌゲソ派が10月に首都ブラザビルを制圧し、リスバの国外脱出を挟んで、サス=ヌゲソが選挙を経ることなく、11月に大統領に就任した。コンゴ (共) の場合は、1992年の複数政党制導入後のリスバとサス=ヌゲソの (大統領選挙をめぐる) 対立、両派の武力衝突という「前

史」があったのであるが、前述の内戦がいったんほぼ終息したのちも、サス=ヌゲソ派（コブラ：Cobra）、コレラ前首相派（ニンジャ：Ninja）、リスバ派（ココイエ：Cocoye）などの民兵組織が残存し、1998年1月設置の国家統一再建フォーラム（Forum sur l'unité et la reconstruction）による国家再建作業は容易に進まなかった。

詳細は省略するが、2002年1月の新憲法国民投票（投票率77.5%、賛成84.5%）に続く3月の大統領選挙では、当初登録された10人の候補者中、主要野党の候補者が選挙手続きの不公平などを理由に出馬を取りやめたため、サス=ヌゲソは89.41%の得票率を挙げて圧勝したものの、多大の批判と不満を残した。大統領選挙から間もない3月下旬にプール州で暴動が起こり、やがて首都ブラザヴィル近郊にまで拡大したことなどは、コンゴ（共）の政治的不安定がもやは常態化していることを明確に示している（注2）。

## （2）マダガスカルの大統領選挙と政治的混乱

2001年12月に行われたマダガスカルの大統領選挙も、得票の集計をめぐる激しい対立が政治的混乱の域を超えて内戦状態にまで発展した、驚くべき事例である。

6人の候補が争ったこの大統領選挙（第1ラウンド）の得票率は、高等憲法裁判所（HCC）の確認を得た政府の公式発表では、現職のラチラカ（Didier Ratsiraka）が40.89%、対抗馬のラバロマナナ（Marc Ravalomanana:首都アンタナナリボ市長）が46.21%で、いずれも当選に必要な過半数に達しなかったため、この両候補による決選投票（2002年2月24日）に持ち込まれることとされた（注3）。しかし、ラバロマナナ候補側は、彼の支持者グループが独自に集計した結果、第1ラウンドのラバロマナナ候補の得票率は52%であるとして、同候補の当選を主張した。

ラバロマナナの当選を主張する支持者たちは、首都アンタナナリボなどでたびたび大規模な抗議デモを組織したが、HCCが判断を変えることはなかった。このためラバロマナナ自身もゼネストを呼びかけるなど、激しい抗議を行い、その結果2002年1月25日には、国营電力・水道会社の職員までもがデモに参加し、首都では商店が店を閉じ、空港では国際線、国内線ともに発着停止となった。ストライキは2月に入っても続き、ラチラカ派とラバロマナナ派の武力衝突も激化して、ほとんど内戦に近い情勢となった。HCCはラバロマナナ陣営の要求に従って得票の再集計を行った結果、2月22日にいたって、得票率はラバロマナナ候補が52.15%、ラチラカ候補が35.67%であると発表し、同日ラバロマナナは首都アンタナリボの広場に集まった数千人の支持者たちの前で大統領就任を宣言、独自に首相、閣僚を任命した（注4）。

国際社会の反応はどうであったか。まずアフリカ統一機構（OAU）はラバロマナナの「一方的な」大統領就任宣言を激しく非難し、旧宗主国フランスもこれは「クーデタの企て」であるとの見解を示した。アメリカもラバロマナナの行為に反対の姿勢を見せ、スペイン政府はEUを代表するかたちでラバロマナナに対し「選挙の日程表を尊重すること」を求めた。これは具体的には「3月24日に延期された決選投票を受け入れること」を求めたものと考えられる（注5）。

その後の経過の詳細は省略するが、ラバロマナナ派が軍事的に優位に立つ一方、OAUの調停活動は実を結ばないなかで、結局、マダガスカル独立記念日に当たる6月26日において、アメリカ政府はラバロマナナ政府を承認するとともに、アメリカ国内のマダガスカル資産の凍結解除を発表した。オーストラリア、ドイツ、日本もこれにならい、7月初めにはフランスが、続いてその他のEU諸国も、ラバロマナナ政府を承認した。7月5日、ラチラカと彼の閣僚の大部分がフランスに亡命し、同日ラチラカ陣営の拠点トアマシナが占領されて、半年あまり続いた大統領選挙をめぐる騒乱に終止符が打たれた（注6）。

## 2. 歴史的経験の貧困

### （1）独立期民主主義の時代から開発独裁的体制の時代へ

前述の二つの事例は、現代のアフリカでは珍しいものではない。そこまで情勢が緊迫しないまでも、大統領選挙、議会選挙の結果を敗者側が受け入れず、政治社会の分断状況ないし政治的閉塞状況が続くといった事態は、多くのアフリカ諸国に見られる。選挙結果を敗者側が受け入れないことの原因のひとつは、前述のような事前の度を越した選挙妨害などにより、選挙の公正さが担保されないからである。

アフリカに独立の時代が訪れたのは1950年代末期から60年代初期のことであった。独立初期のアフリカ諸国の多くは近代的な政治制度を導入し、競争的、民主的な政治体制を構築した。そこでは行政府（政府）と立法府（議会）の適正な役割分担が確立され、相互チェックの機能が果たされるはずであった。むろん、こうした近代的、民主的諸制度の構築と定着は、いわゆる国家（制度）建設（state-building）であるが、それは同時並行的に進行する国民形成（nation-building）を伴わなければ、成功への軌道に乗ることはできない。多民族モザイク国家として出発することを余儀なくされた多くのアフリカ諸国は、こうした国家建設、国民形成の課題を掲げて苦闘してきたのであるが、一方における経済発展の課題に効率的に取り組む必要もあって、結局は独立から数年のうちに、開発独裁的な体制へと移行し始める。開発独裁的な体制は、国民形成の課題を達成するうえでも効果的である

と考えられた。

ザイール〔現在のコンゴ（民）〕のモブツ政権のもとでのオータンティシテ（真正、authenticité）のイデオロギーは、独裁体制下での効率的な経済開発と併せて、「伝統の現代化」による新たな国民文化の創造を目指すものであった。こうした国民文化の創造を先行させ、それによって国民国家の創造を推進しようというのが、その狙いであった。オータンティシテのイデオロギーが、やがて政治、経済、社会、文化といった人間生活の全領域をカバーする「ザイール化政策」に具体化され、その社会・文化の側面は「文化革命」と呼ばれるようになったことは、そうしたモブツ政権の意図をよく示している（注7）。

ニエレレ（Julius Kambarage Nyerere）政権下のタンザニアがスワヒリ文化に根差すウジャマー（ujamaa）という独特の価値概念を軸に、独特のアフリカ的社會主義を推進しようとしたのも、基本的には同様な発想からであった（注8）。

「黒人アフリカ世界の共同体」に根差す（とされる）ネグリテュード（Négritude）という価値概念を基礎にして、新たな国民文化と独特の社會主義社會の構築を目指したサンゴール（Léopold Sédar Senghor）時代のセネガルの試みも、同様である（注9）。

むろん国によって時差はあるが、独立期民主主義の時代は数年しか続かず、大部分のアフリカ諸国は、1960年代半ば以降開発独裁的体制の時代に突入していった。

開発独裁（developmental dictatorship）とは、急速な経済開発、近代化を至上の目的とする独裁的な政治体制をいうが、そこでは本来経済開発が目的で政治体制は手段のほずであるのに、いつしか独裁体制の維持強化が目的化し、権威主義的独裁体制へと変化していく傾向が強い。この傾向は、発展途上世界には広く見られる。

しかし、アフリカにおける開発独裁的体制は、経済発展の実績をあげることが出来なかったばかりか、「失われた10年」といわれた1980年代が経過していくなかで、経済のマイナス成長すら経験して、その存在理由を著しく弱めていった。1980年代のアフリカ諸国は世銀、国際通貨基金（IMF）などの圧力により市場経済化を軸とした構造調整計画（SAP）を採用するが、そうした流れもまた、開発独裁的体制の後退を加速する結果となり、1989年12月のブッシュ・ゴルバチョフ会談（米ソ首脳会談）による東西冷戦終結宣言を契機として始まった民主化の大潮流のなかで、開発独裁的体制は急速に姿を消していくことになった。

## （2）「第2の解放」としての民主化の時代とアイデンティティの希薄化

1990年代がアフリカにおける民主化の時代であることは、よく知られている。民主化の時代が当初、「第1の解放の時代」（植民地支配からの解放の時代）に次ぐ「第2の解放の時

代」として期待されたことも、同様によく知られている。独裁体制からの解放であるはずの民主化の大潮流は、前述のように政治秩序の混乱を招く結果となった。

しかし、独立の時代から40余年を経過しているとはいえ、アフリカ諸国が民主主義を経験した期間は、前述のことからもわかるように、通算でも20年に満たず、第2の解放の時代に入ってからまだ14年目に過ぎない。民主主義の歴史的経験が貧困なのである。一国の民主主義的政治制度を再構築し、それを機能させるには、国家の基層となる社会共同体の構築とそれへのアイデンティティの形成がなければならない。それがなければ、民主化するなわち政治的多元化の容認は、分裂要因の活性化をもたらす。1990年代以降のソマリアのような国家の分断状況や、コンゴ（民）、ルワンダ、ブルンジその他の諸国に見られる民族対立、多くのアフリカ諸国に見られる選挙にからむルールなき抗争などは、民主化（政治的多元化）による分裂要因の活性化そのものである。

前述のように、開発独裁的体制の時代には「アフリカ性の強調」による新たな「国民文化の創造」、新たに建設されるべき「国民社会へのアイデンティティの育成」の試みが積極的になされたが、開発独裁的イデオロギーそのものの正統性の喪失とともにその試みも挫折し、それに代わる民主主義的変革のイデオロギーはまだ登場していない。「民主主義へのアフリカ的な道」の模索も続いているが、成果は出ていない（注10）。アフリカの民主化の時代が「著しく困難な時代」となっている所以である。しかし、民主主義の歴史的経験の貧困といった問題は、単に時間が経過すれば次第に解決されるといった簡単なものではないのである。

### 3. 民主化時代のアフリカ諸国における政府、議会、政党

#### (1) 大統領優位型から議会制民主主義型へ

1960年代半ば以降のアフリカに、開発独裁的体制の国家が急速に増加していったことはすでに述べた。開発独裁的体制のもとでは、大統領優位型（Presidentialism）の政治体制が当然支配的となり、政党体制も一党体制が一般的なものとなる。開発独裁的一党体制のもとでは、政党も、従って議会も、行政府の長である権威主義的な大統領の権力の装置としての役割を担わされる。

その後、民主化の時代に入ると、当然ながら政党も、従って議会も、権威主義的な大統領の絶対的な権力軌道から解放される。すなわち、議会（および政党）の復権が見られるようになるわけである。問題は、行政府、立法府、そして両者を架橋する政党の関係がバランスよく、かつ円滑に機能するかどうかである。

ところで、民主化の時代におけるアフリカ諸国の政治制度を概観すると、アメリカ型の大統領制が一般的で、イギリスの議院内閣制あるいはそれに近い制度を採用している国は少ない。国民議会選挙が先行し、国民議会が、選出された議員のなかから大統領を選出する方式を採用している南アフリカ共和国は、数少ない議院内閣制の代表的な存在である。

ボツワナ、コモロ、エリトリア、エチオピア（連邦国家の行政権は大統領ではなく、同じく議会で選出される首相に属する）、モーリシャスなども、アフリカでは数少ない議院内閣制国家である。

しかし、行政府の長を国民の直接普通選挙で選出するアメリカ型の大統領制であれ、それを議会が選出するイギリス型の議院内閣制であれ、その制度が健全かつ円滑に機能しなければ、民主化の実はあがらないばかりか、政治秩序の混乱が生じ、悪化しさえする。前述のようなアフリカ諸国における政治秩序の混乱ないし崩壊は、基本的にはまさしくその具体的な現れである。

そうした民主化の手詰まり状況を打開する道はなんであろうか。この問題の解答を見いだすのは容易でない。前に述べたことの繰り返しになるが、ひとつは国民がアイデンティティを持ちうるような基層社会の構築により積極的に取り組むことである。そうした基層社会の構築という課題は、新たな国民文化の形成と同時並行でなければ達成されない。しかし、それは長期的な課題である。当面、成すべきことは何であろうか。ここで参考になるのは、選挙インフラ（electoral infrastructure）の整備が必要だという考え方である。

## （2）選挙インフラの整備

クリシュナ・クマール（Krishna Kumar）によると、選挙インフラのひとつは、大統領のポストあるいは議会の議席をめぐる諸集団間、候補者間の民主的な競争を可能にするための立法措置である。この種の立法は、投票者・候補者・政党の登録に関する必要事項から、選挙管理委員会の役割、投票システム、選挙の実施手順にいたるまでの広範な事項をカバーするものでなければならない。

また、全国規模で活動する独立の選挙（監視）委員会を公式に認知することも、選挙インフラの整備の一部である。投票者登録簿の正確化も同様である。アフリカ諸国に限らず、途上国の投票者登録簿が古かったり、不正確であったりするケースは、残念ながらごく一般的である。

投票者の登録、投票ブースの管理、投票用紙の集計などに携わる選挙管理要員の訓練も選挙インフラの整備に不可欠である。他方、選挙による民主的な競争についての市民教育、

有権者教育も重要である。

クマールは選挙インフラの整備の必要性を、紛争終結後の国の選挙について述べているが、アフリカ諸国の場合そうした限定は不要なのではなかろうか（注11）。

クマールは同じ著作のなかで、途上諸国における「民主的な政党」作りの必要性についても述べている。すなわちクマールは、彼がおこなった中米、東南アジア、アフリカの諸国（エルサルバドル、ニカラグア、カンボジア、モザンビーク、エチオピアなど）についての調査を土台として、すべての国の政党は個人、狭隘な政治的利害、部族的、民族的忠誠心などを軸として組織されていることを指摘し、しかもこれらの政党は（組織上の）基盤を都市に置いていて、（全国的な規模で）民衆を動員するのに必要な組織を欠いているために、競争的な選挙を闘うにはあまりにも訴えかける力に乏しく、ほとんど機能しない、と述べているほか、報道の自由、マスメディアの発展とその利用機会の公正さ、民主主義の推進におけるNGOの重要性などについても指摘している（注12）。

政党は、政府と議会との関係を健全なものに維持する役割を担っており、また政府と国民、議会と国民のあいだの双方向的チャンネルでもある、という意味で、大衆化した現代民主主義の生命線である。その政党が前述のように、個人、狭隘な政治的利害、部族的、民族的忠誠心などを軸に組織されているようでは、民主主義の質は低くならざるをえない。とくに現代民主主義が、その空洞化を避ける意味で、参加型民主主義（participatory democracy）であることを求められている点から考えれば、これは重大な問題である。

### （3）投票者登録をめぐる問題

上に述べた選挙インフラはいずれも重要であるが、そのうちの投票者登録について、ケニアの事例を挙げておく。

ケニアでは2002年12月に大統領選挙が行われ、野党である国民虹連合（NARC）のキバキ（Mwai Kibaki）元副大統領が得票率62%で圧勝した。モイ（Daniel Arap Moi）の後継者として政権党であるケニア・アフリカ民族同盟（KANU）から出馬したウフルー・ケニヤッタ（Uhuru Kenyatta）は、建国の父であり初代大統領でもあるジョモ・ケニヤッタ（Jomo Kenyatta）の子息という利点を生かせず、得票率29%と惨敗した。同時に行われた国民議会選挙でも、NARCが得票率62.4%（123議席）で直接選挙議席（210）の過半数を占めた。なおKANUは28.4%（56議席）、「人民のための民主主義回復フォーラム」（FORD-P）は7.3%（13議席）という結果となった（注13）。

この選挙では、独立以来のKANU支配を覆すという大きな政治的転換が生じたのである

から、その結果から判断して、選挙のプロセスにはさほど問題はなかったように考えがちであるが、実際には看過できない問題がある。

その最たるものは、有権者の投票率がきわめて低かったことである。ケニアの場合、18歳以上の男女が選挙権を有するが、2002年12月の選挙をひかえて同年8月に公表された有権者数は1535万4000人であるのに、投票者数は1049万5082と3分の2を僅かに上回る程度に過ぎなかった。この数字の差はどこからくるかといえば、ひとつには、投票者登録をおこなうのに国が発行するIDカードの提示が必要だということがある。上述の2002年8月現在のデータによれば、投票者登録を済ませた有権者の数は1355万6654人であった。登録率は88.29%である。この数字の評価は難しい。しかし、一説には紛失した場合などのIDカードの再発行には警察や登録係官への賄賂が必要とされる場合もあるといわれており、それが登録率に影響しているとすれば問題である（注14）。登録者数に対する投票者の比率は77.4%であり、これは悪い数字ではない。しかし、今回のケニアの選挙の場合には、特に指摘されてはいないが、投票者登録制度をとる限り、対立政党（あるいは対立候補）の地盤での故意の登録妨害などといった事態は、十分に起こりうる。チェック・ポイントのひとつであろう。

#### 4. 現代アフリカ諸国における最適体制の模索

——サラダボウル型の統合と多極共存型民主主義を目指して——

##### (1) 多民族国家における国民形成の方法を考える

現代のアフリカ諸国がもっている諸条件に鑑みれば、大衆化された民主主義、参加型民主主義を有効に機能させるのはかなり困難であるといわざるをえない。すなわち、そのためには、繰り返し述べたように、基層社会の近代化が前提条件になるからである。

前節で引用したクマールの調査からも明らかなように、政党ですら、個人、狭隘な政治的利害、部族的、民族的忠誠心などを軸に組織されている状況は、それぞれの国の政治が依然としてそうした前近代的な諸要素を旋回軸にして展開していることを示している。それは簡単に改善できるようなことがらではない。それは前述のように、基本的にはそれぞれの国の基層をなす社会の近代化を通じての国民形成という、長期的な課題の達成を待たなければならない。

そうした長期的な課題の達成には「社会のルツボ化」による統合という古い手法ではなく、「サラダボウル型」の社会統合という手法による国民形成の努力が、より有効であろう。すなわち、特定の文化社会（多数民族の文化社会であれ、新たなエートスを軸にして造ら



れる文化社会であれ)への同化、融合を通じての同質的な国民社会の形成を目指すのではなく、人工的に造られた新独立国家のなかにある、さまざまな小文化社会の共存を認めたいうえで、ゆるやかな連合体としての、国民社会の構築に努めるべきであろう。

こうした小文化社会の連合体を政治的側面で制度化するとすれば、それは小文化社会の多元性を反映した政治制度、すなわち多極共存型民主主義 (consociational democracy) ということになる。多極共存型民主主義制度の採用は、長期的に見てベストの方法といえるかと問われれば、断定的な解答はだせないが、さまざまな分裂要因が活性化する傾向が強い現状では、政治秩序の回復、維持という点からして、有効な方法といえそうである。多極共存型民主主義の代表的な研究者はオランダの政治学者A.レイプハルト (Arendt Lijphart) であるが、彼はその著『多元社会のデモクラシー』の冒頭で、次のように述べている。

「社会的同質性と政治的同意とは、安定したデモクラシーへの強力な助けとなる要因とみなされている。反対に、多元社会内での深い社会的分断と政治的な差異は、民主主義国家における不安定と崩壊の原因になると主張されている」(注15)。

これは格別新しい言説ではないが、民主化の途上にある現代のアフリカ諸国の状況を見ると、とりわけリアリティを感じさせる。レイプハルトは続けて次のようにも述べている。

「多元社会にあって安定した民主主義を達成し維持することは、難しいかもしれないけれど、まったく不可能ではない。多極共存型民主主義にあっては、多元社会に固有な遠心的傾向は、住民のさまざまな区画の指導者の協同的な姿勢と行動によって中和される。エリート協同 (elite cooperation) は多極共存型民主主義の基本的なきわだった特徴である」(注16)。

ここで問題は「エリート協同」である。多極共存型民主主義のカギをにぎるエリート協同は、ある程度成熟した多元社会でなければ作動しないはずである。しかし、アフリカ諸国は「ある程度の成熟」を待つてはいられない。逆に多極共存型民主主義の制度化を先行させ、それによっていまある多元社会を成熟させる途を選ぶほかはないのではなかろうか。

多極共存型民主主義の基本的な要素として、レイプハルトは、第1に「多元社会のあらゆる重大な区画の政治指導者たちの大連合による統治」、具体的には例えば、「議会制における大連合内閣、重要な諮問機能をもった [大] 評議会ないし委員会、あるいは大統領制における大統領とその他の最高公職者たちの大連合」、第2に少数者の利益を守るための相互拒否権ないし全会一致の多数者による支配 (“concurrent majority” rule)、第3に政治的代

表・公務員任命・公共の基金の配分を基本的には比例制原理によって行うこと、第4に多元社会の各区分が内部問題を管理するための高度の自律性を挙げている（注17）。本来これらの諸要素は、前述のようにある程度成熟した多元社会に備わるものであろうが、逆に制度を先行させることにより、その受け皿としての多元社会の成熟を図るわけである。

多極共存型民主主義の成功例としてはスイス、オランダ、ベルギーなど先進諸国のそれがよく知られているが、一時期のレバノン（1943年～1975年）やマレーシア（1955年～1969年）のような途上国でもそれが機能した事例があることを、レイプハルトの研究は示している（注18）。

## （2）エチオピアの連邦制—多元社会の民主化のモデルたりうるか—

ポスト冷戦時代のアフリカで多極共存型民主主義に近い体制はといえば、それはエチオピア連邦民主共和国のそれであろう。エチオピアが現在の領域をほぼ確定したのは、19世紀半ばから末期にかけてのことであり、それも征服によるものであった。その結果、当時のエチオピア帝国の支配下に新たに組み込まれた地域は、現在の領土のほぼ4分の3を占めるといわれる（注19）。

このことが帝政時代のエチオピアを民族の牢獄たらしめたのであり、また、エチオピアを文化的にきわめて多様な国家たらしめたのである。アムハラ民族の頂点に立つハイレ・セラシエ1世の帝政時代に起こり、1984年の革命による帝政廃止後の時代も続いたさまざまな民族解放組織による反政府武装闘争は、そうしたエチオピア国家の形成過程にその遠因をもっている。こうした負の遺産は、ポスト冷戦時代に入って以後もエチオピアが長期的な混乱から脱出するのを妨げていたが、ティグレ人民解放戦線（TPLF）を中心とする連合組織エチオピア人民革命民主戦線（EPRDF）がメンギスツ（Mengistu Haile Mariam）政権を打倒して支配権を握った後も払拭できず、オロモ解放戦線（OLF、その後オロモ民族の諸組織を糾合した、統一オロモ解放勢力：UOLFへと改組）などの反政府武装組織との内戦が続いた。

そうした状況のなかで、EPRDFのメレス（Meles Zenawi）政権のもとで制憲議会が組織され、1994年12月に新憲法を採択し、1995年8月の施行とともに緩やかな連邦国家を形成した。この憲法の最大の特徴は各民族の自決権を認めていることである。連邦は主要民族集団を基盤とする9州（および1特別区）から構成され、各州は分離権をもつ。

連邦の立法府は、人民代表議会と連邦議会の2院制である。連邦の立法権をもつ人民代表議会は、基本的には国民の直接普通選挙により選出された最大550人以下の議員（5年任期）

からなるが、そのなかには少数民族の特別代表も含まれる。

連邦議会は民族代表から構成される。1民族は最低1議席を保証され、さらに100万人ごとに1議席が追加される。

連邦の行政権は、人民代表議会の最多議席をもつ政党ないし政党連合に委ねられる。すなわち議院内閣制である。

各州には、州の立法権をもつ州評議会が置かれる。州議会はまた、連邦議会へ送る民族代表を選出する。

国家元首は人民代表議会が指名し、両院合同会議で選出される大統領であるが、連邦の行政権は人民代表議会に責任をもつ首相と閣僚会議に付与されている（注20）。

以上のような連邦国家制度は、民族の分離権まで認めた大胆なものであるが、それが有効に機能すれば、多極共存型民主主義に限りなく近づくように思われる。分裂要因を抱え、歴史的な経緯もあってそれが長期にわたって活性化していたエチオピアにとっては、こうした連邦制の採用は、民主化の流れのなかでの国家建設、国民形成の最善の方法であるといってもよさそうである。他のアフリカ諸国にとっては、試金石ともいえるものである。

— 注 —

- 1 コンゴ（民）のこの長期的な政治的混乱とそれに続くザイール東部紛争、「アフリカ大戦」については、G.Mthembu-Salter, “Recent History ; The Democratic Republic of Congo,” in C.Murison, ed., *Africa South of the Sahara 2003*, 32nd Edition, London, Europa Publications, 2002, pp.247~257を参照のこと。
- 2 この時期のコンゴ（共）における政治的混乱状況の詳細は、以下に要領よくまとめられている。P.Englebert, “Recent History ; Republic of the Congo,” in *ibid.*, pp. 288~290.
- 3 *Africa Research Bulletin Political, Social and Cultural Series* (以下ARBPSCと略記), Vol.39, No.1, Feb.25, 2002, p.14707.
- 4 *ARBPSC*, Vol.39, No.2, March 25, 2002, p.14741.
- 5 M.Brown, “Recent History; Madagascar,” in *Africa South of the Sahara 2003*, p.595.
- 6 *Ibid.*

- 7 小田英郎『アフリカ現代政治』東京大学出版会、1989年、60～65ページ。
- 8 同上、52～60ページ。
- 9 同上、46～47ページ。
- 10 小田英郎「現代アフリカにおける国家の危機とアイデンティティの危機」、富田広士、横手慎二編『地域研究と現代の国家』（慶應義塾大学法学部政治学科開設100年記念出版）、1998年、46～47ページ。
- 11 K.Krishna, “After the Elections:Consequences for Democratization,” in Kumar, ed., *Postconflict Elections, Democratization and International Assistance*, Lynne Rienner Publishers, 1998, pp.221～222. なお、クマールはこの種の選挙インフラの整備に対する国際社会の援助の必要性をも主張している。
- 12 *Ibid.*, pp.218～220.
- 13 *ARBPSC*, Vol.39, No.12, Jan.24, 2003, p.15103. なお、ケニアの大統領選挙では8州のうち5州以上で25%以上の得票率を挙げることが当選の条件とされているが、キバキは8州のすべてで、ケニヤッタは5州で、25%以上の得票率を挙げた (*ARBPSC*, Vol.40, No.1, Feb.24, 2003, p.15145.)。
- 14 *ARBPSC*, Vol.39, No.11, Nov.19, 2002, p.15077.
- 15 アーレント・レイプハルト(内山秀夫訳)『多元社会のデモクラシー』三一書房、1979年、13ページ。なお、本訳書では「デモクラシー」と表記されている語を、本稿では引用に当たり「民主主義」という語に置き換えた。
- 16 同上、13ページ。
- 17 同上、43ページ。
- 18 同上、189～199ページ。
- 19 J.W.Harbeson, “Elections and Democratization in Post-Mengistu Ethiopia,” in Kumar, ed., *op.cit.*, pp.112～113.
- 20 エチオピアの連邦憲法の概要については、Murison, ed., *op.cit.*, pp.398～399を参照されたい。